|  |
| --- |
| **４０４５．搬入確認登録（保税運送貨物）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＢＩＡ | 搬入確認登録（保税運送貨物） |

１．業務概要

（１）搬入確認登録の場合

システムで行われた保税運送（保税運送承認、包括保税運送承認に係る個別運送及び特定保税運送をいう。ただし、揚地せん議有の保税運送は除く。）または「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務による保税運送承認により保税地域から運送され、到着した貨物について搬入確認を行う。

また、併せ運送された蔵入等承認＊１貨物に対して、到着確認を行うことができる。

コンテナ貨物の場合はデバンニング後に本業務を行う。

「ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録（ＮＶＣ０１またはＮＶＣ０２）」業務により登録された混載子Ｂ／Ｌ情報については、当該保税地域等が混載仕分けを行う保税地域等である場合に、本業務での搬入確認をもって混載仕分確認済となり、有効な貨物情報となる。

貨物管理番号単位に個別に搬入確認（以下、個別搬入確認という。）を行うか、または運送形態により以下の単位で一括して搬入確認（以下、一括搬入確認という。）を行う。

①混載親Ｂ／Ｌ番号単位の一括

②コンテナ番号単位の一括

③保税運送申告番号単位、個別運送管理番号単位または特定保税運送番号単位の一括

運送中の事故がある場合は個別搬入確認を行い、事故情報を併せて入力する。

なお、混載子Ｂ／Ｌ番号単位に個別搬入確認が行われたことにより、すべての混載子Ｂ／Ｌ番号に係る貨物が搬入確認された場合であっても、一括搬入確認を必要とする。

一括搬入確認が行われた混載親Ｂ／Ｌ情報については、混載仕分確認済となり、一定期間経過後システムから削除する。

搬入確認（混載子Ｂ／Ｌ番号単位の個別搬入確認を除く。）により保税運送に係る貨物が全量搬入確認された場合には、当該保税運送の到着確認となる。

システムは本業務を契機に以下の処理を自動起動する。

ただし、自動起動の処理単位毎にすべての貨物管理番号が搬入確認されるまでは、自動起動を行わない。

①輸入申告等を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入申告等処理

②積戻し申告を自動起動する旨が登録されている貨物についての積戻し申告処理

③保税運送申告を自動起動する旨が登録されている貨物についての保税運送申告処理

④包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を自動起動する旨が登録されている貨物についての個別運送情報登録（包括保税運送承認取得済の場合に限る。）

⑤特定保税運送を自動起動する旨が登録されている貨物についての特定保税運送処理

⑥輸出申告搬入後処理を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸出申告搬入後処理

⑦輸入畜産物の到着後申請を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入畜産物検査申請処理

（＊１）蔵入等承認とは、蔵入承認、移入承認、総保入承認及び展示等許可のことをいう。

（２）船卸場所からのボートノート運送及び揚地せん議有の保税運送による搬入確認登録の場合

船卸場所からボートノートのみで運送され到着した貨物、または船側からの揚地せん議有の保税運送承認により到着した貨物について搬入確認を行う。

コンテナ貨物の場合はデバンニング後に本業務を行う。

Ｂ／Ｌ（ＣＴ－Ｂ／Ｌ）番号単位に個別搬入確認のみ可能となる。

システムは本業務を契機に以下の処理を自動起動する。

ただし、自動起動の処理単位毎にすべてのＢ／Ｌ（ＣＴ－Ｂ／Ｌ）番号が搬入確認されるまでは、自動起動を行わない。

①輸入申告等を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入申告等処理

②保税運送申告を自動起動する旨が登録されている貨物についての保税運送申告処理

③包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を自動起動する旨が登録されている貨物についての個別運送情報登録（包括保税運送承認取得済の場合に限る。）

④輸入畜産物の到着後申請を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入畜産物検査申請処理

（３）コンテナ検査に係る転送された貨物の搬入確認登録の場合

コンテナ検査後に運送指定がされ、到着した貨物について搬入確認を行う。

輸入申告番号単位の搬入確認のみ可能となる。

２．入力者

通関業、機用品業、保税蔵置場、ＣＹ、ＮＶＯＣＣ、海貨業

３．制限事項

①混載親Ｂ／Ｌ番号単位、コンテナ番号単位、保税運送申告番号単位、個別運送管理番号単位または特定保税運送番号単位の一括搬入確認及び輸入申告番号単位の場合に、１業務で入力可能な番号は最大１件とする。

②個別搬入確認（個別混載仕分確認）の場合に、１業務で入力可能なＢ／Ｌ番号は最大２０件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②保税地域への搬入確認または保税地域での混載仕分確認の場合は、当該保税地域を管理する利用者であるか、当該利用者があらかじめシステムに登録している通関業または海貨業であること。

③他所蔵置場所への搬入確認または他所蔵置場所での混載仕分確認の場合は、｢他所蔵置許可申請  
（ＴＹＣ）｣業務またはＰＳＨ業務で他所蔵置許可申請者として登録された利用者であること。

④コンテナ番号単位一括搬入確認の場合は、入力者はＣＹでないこと。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）搬入確認登録の場合

（Ａ）保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号単位一括搬入確認の場合

（ａ）保税運送申告ＤＢチェック

①保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号に係る保税運送申告ＤＢが存在すること。

②到着地が以下のいずれかであること。

・入力者の管理する保税地域

・入力者が許可を受けた他所蔵置場所

・上記以外は、入力者がシステムに搬入可能である旨の登録がされている保税地域

③到着確認（搬入確認）されていないこと。

④揚地せん議有の保税運送でないこと。

（ｂ）貨物情報ＤＢチェック

①当該運送に係るＢ／Ｌ番号の貨物情報ＤＢが存在すること。

②当該運送に係る貨物を収容しているすべてのコンテナについて、発送地で搬出確認が行われていること。

（Ｂ）コンテナ番号単位一括搬入確認の場合

コンテナ情報ＤＢチェック

コンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢが存在する場合に、以下のチェックを行う。

①発送地で搬出確認されていること。

②到着地で搬入確認されていないこと。

③到着地が以下のいずれかであること。

・入力者の管理する保税地域

・入力者が許可を受けた他所蔵置場所

・上記以外は、入力者がシステムに搬入可能である旨の登録がされている保税地域

④ボートノート運送や揚地せん議有の保税運送により運送されてきたコンテナでないこと。

（Ｃ）混載親Ｂ／Ｌ番号単位一括搬入確認の場合

貨物情報ＤＢチェック

①混載親Ｂ／Ｌ番号に係る混載子Ｂ／Ｌ情報と関連付けされていること。

②ＮＶＣ０１業務により混載情報が登録されていること。

③混載貨物の混載仕分けを行う保税地域等が入力者の管理する保税地域であるか、または入力者が許可を受けた他所蔵置場所であること。

④混載親Ｂ／Ｌ番号に係るすべての貨物（すべてのコンテナ）について、発送地で搬出確認されていること。

⑤混載親Ｂ／Ｌ番号について、到着地で搬入確認されていないこと。

⑥到着地が以下のいずれかであること。

・入力者の管理する保税地域

・入力者が許可を受けた他所蔵置場所

・上記以外は、入力者がシステムに搬入可能である旨の登録がされている保税地域

⑦ボートノート運送や揚地せん議有の保税運送により運送されてきた貨物でないこと。

⑧到着個数に「０」が入力された場合は、搬入確認済の混載子Ｂ／Ｌが存在しないこと。

（Ｄ）個別搬入確認の場合

貨物情報ＤＢチェック

（ａ）混載子Ｂ／Ｌでない貨物（当該保税地域等で搬入確認時の混載仕分けがされない貨物）の個別搬入確認の場合

①個別搬入確認する貨物管理番号に係る貨物情報ＤＢが存在すること。

②貨物の全量（すべてのコンテナ）が発送地で搬出確認されていること。

③到着地で搬入確認されていないこと。

④到着地が以下のいずれかであること。

・入力者の管理する保税地域

・入力者が許可を受けた他所蔵置場所

・上記以外は、入力者がシステムに搬入可能である旨の登録がされている保税地域

⑤当該Ｂ／Ｌが混載親Ｂ／Ｌの場合は、混載貨物の混載仕分けを行う保税地域等が入力者の管理する保税地域でないか、または入力者が許可を受けた他所蔵置場所でないこと。

⑥到着個数に「０」が入力された場合は、コンテナ詰貨物であり、かつ輸入または仮陸揚貨物であること。

（ｂ）混載子Ｂ／Ｌの個別搬入確認の場合

＜Ａ＞混載子Ｂ／Ｌに関するチェック

①個別搬入確認する混載子Ｂ／Ｌ番号に係る貨物情報ＤＢが存在すること。

②搬入確認されていない混載子Ｂ／Ｌであること。

③混載親Ｂ／Ｌと関連付けされていること。

＜Ｂ＞混載親Ｂ／Ｌに関するチェック

①当該混載子Ｂ／Ｌ番号に登録されている混載親Ｂ／Ｌ番号に係る貨物情報ＤＢが存在すること。

②混載仕分けを行う保税地域等が以下のいずれかであること。

・入力者の管理する保税地域

・入力者が許可を受けた他所蔵置場所

③発送地で搬出確認されていること。

④到着地で搬入確認されていないこと。

⑤到着地が以下のいずれかであること。

・入力者の管理する保税地域

・入力者が許可を受けた他所蔵置場所

・上記以外は、入力者がシステムに搬入可能である旨の登録がされている保税地域

⑥ボートノート運送や揚地せん議有の保税運送により運送されてきた貨物でないこと。

⑦到着個数に「０」が入力された場合は、コンテナ詰貨物であること。

（４）船卸場所からのボートノート運送及び揚地せん議有の保税運送による搬入確認登録の場合

（Ａ）貨物情報ＤＢチェック

①個別搬入確認する貨物管理番号に係る貨物情報ＤＢが存在すること。

②船側への船卸確認が行われた貨物で、搬入確認登録が行われていない貨物であるか、揚地せん議有の保税運送承認された貨物、または「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務でコンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」が入力され「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務が行われている貨物であること。

③リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。

④貨物情報ＤＢに登録されている到着地または搬入先において搬入確認されていないこと。

（Ｂ）コンテナ情報ＤＢチェック

①個別搬入確認する貨物がコンテナ貨物の場合、デバンニング済でないすべてのコンテナについて、コンテナ情報ＤＢが存在すること。

②輸入コンテナの場合に、船卸場所で、コンテナ輸入許可がされているか、またはコンテナ容器保税運送承認がされていること。

（５）コンテナ検査に係る転送された貨物の搬入確認登録の場合

（Ａ）輸入申告ＤＢチェック

①入力された輸入申告番号に係る輸入申告ＤＢが存在すること。

（Ｂ）貨物情報ＤＢチェック

①当該輸入申告に係るＢ／Ｌ番号の貨物情報ＤＢが存在すること。

②当該輸入申告に係る貨物を収容しているコンテナについて、検査場向けの搬出確認が行われていること。

③当該貨物情報ＤＢに登録されている運送指示場所が以下のいずれかであること。

・入力者の管理する保税地域

・入力者が許可を受けた他所蔵置場所

・上記以外は、入力者がシステムに搬入可能である旨の登録がされている保税地域

④到着確認（搬入確認）されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）搬入確認登録の場合

（Ａ）該当貨物抽出処理

保税運送申告番号、個別運送管理番号、特定保税運送番号またはコンテナ番号単位の一括搬入確認の場合は、搬入確認を行う保税地域等への保税運送中の貨物情報を抽出する。

また、入力者の管理する保税地域、入力者が許可を受けた他所蔵置場所、または、入力者がシステムに搬入可能である旨の登録がされている保税地域に対して混載仕分けを行う保税地域等となっている混載貨物がある場合は、該当する混載子Ｂ／Ｌ情報を抽出する。

ただし、コンテナ単位の搬入確認で１Ｂ／Ｌ複数コンテナの場合は、Ｂ／Ｌ番号単位にすべてのコンテナが搬入確認された時点で、該当する混載子Ｂ／Ｌ情報を抽出する。

（Ｂ）貨物情報ＤＢ処理

①搬入確認及び到着確認した旨を登録する。

混載貨物の場合は、混載親Ｂ／Ｌに搬入確認、到着確認及び混載仕分確認済の旨を登録し、削除表示を設定する。

ただし、当該混載親Ｂ／Ｌに差止め情報または事故情報が登録されている場合は、削除表示を設定しない。

混載子Ｂ／Ｌについては搬入確認した旨及び混載仕分確認した旨を登録する。

混載子Ｂ／Ｌ単位に個別搬入確認した場合は、混載親Ｂ／Ｌへの搬入確認、到着確認及び混載仕分確認済の旨の登録は行わない。

蔵入等承認貨物または貨物到着前輸入申告扱い許可済貨物の場合は、到着確認の旨を登録し、削除表示を設定する。ただし、蔵入承認済貨物の場合で、搬入確認蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、削除表示を設定しない。

②混載親Ｂ／Ｌに対して到着個数「０」を入力した場合の混載子Ｂ／Ｌ及び個別搬入時に到着個数「０」を入力した場合の混載子Ｂ／Ｌについては、貨物情報ＤＢを削除する。

ただし、予備申告された旨または貨物到着前輸入申告中の旨が登録されている場合は、ＤＢを削除せず、混載情報を取り消す。また、これらの処理により、混載子Ｂ／Ｌが存在しない状態となった混載親Ｂ／Ｌについては混載情報を取り消す。

③必要な混載親Ｂ／Ｌの情報を混載子Ｂ／Ｌへ引き継ぐ。

④コンテナ貨物の場合は、デバンニングの旨を登録し、必要なコンテナ情報を貨物情報ＤＢへ引き継ぐ。

⑤コンテナ単位の搬入確認で１Ｂ／Ｌ複数コンテナの場合は、Ｂ／Ｌ番号単位にすべてのコンテナが搬入確認された時点で、当該Ｂ／Ｌに係る貨物の搬入確認及び到着確認した旨を登録する。

⑥事故税関通知識別コードに税関への通知を要する旨の入力があり、搬入時申告の旨が登録されている場合は、他の搬入予定保税地域での自動起動分を含め、その旨を取り消す。

⑦混載子Ｂ／Ｌに対して到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている輸入貨物の場合で本申告起動前に本業務が入力された場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更して、輸入申告等処理を自動起動する。

（Ｃ）保税運送申告ＤＢ処理

①処理対象貨物を搬入確認した旨を登録する。

②すべての貨物が搬入確認された場合は、到着確認の旨及び削除表示を設定する。

（Ｄ）コンテナ情報ＤＢ処理

①処理対象貨物を搬入確認した旨を登録する。

②すべての貨物が搬入確認されたコンテナは、デバンニング済の旨及び削除表示を設定する。

ただし、当該コンテナに差止め情報が登録されている場合は、削除表示は設定しない。

（Ｅ）輸入申告ＤＢ処理（蔵入等承認貨物の場合）

①到着確認した旨を登録する。

②削除表示を設定する。

（Ｆ）添付ファイル管理ＤＢ処理（蔵入等承認貨物の場合）

添付ファイル管理ＤＢに、処理対象のＢ／Ｌ番号に登録されている輸入申告番号に係る情報が存在

する場合は、削除表示を設定する。

（Ｇ）輸入申告等起動処理

詳細は「輸入申告（ＩＤＣ）」業務または「海上簡易輸入申告（ＳＤＣ）」業務を参照。

（Ｈ）積戻し申告起動処理

詳細は「輸出申告（ＥＤＣ）」業務を参照。

（Ｉ）保税運送申告起動処理または特定保税運送起動処理

詳細は「保税運送申告（ＯＬＣ）」業務を参照。

（Ｊ）包括保税運送承認に係る個別運送情報登録起動処理

詳細はＯＬＣ業務を参照。

（Ｋ）輸出申告搬入後処理自動起動

詳細は「輸出申告搬入後処理（ＣＥＷ）」 業務を参照。

（Ｌ）輸入畜産物検査申請自動起動処理

当該貨物に輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合、Ｂ／Ｌ番号単位に輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

（３）船卸場所からのボートノート運送及び揚地せん議有の保税運送による搬入確認登録の場合

（Ａ）貨物情報ＤＢ処理

①搬入確認及び到着確認した旨を登録する。

②コンテナ貨物の場合は、デバンニングの旨を登録し、必要なコンテナ情報を貨物情報ＤＢへ引き継ぐ。

③事故税関通知識別コードに税関への通知を要する旨の入力があり、搬入時申告の旨が登録されている場合は、他の搬入予定保税地域での自動起動分を含め、その旨を取り消す。

④登録されているコンテナオペレーション会社が「９９９９９」で、船卸しされた旨が登録されていない場合は、船卸しした旨を登録する。

（Ｂ）保税運送申告ＤＢ処理

①処理対象貨物を搬入確認した旨を登録する。

②すべての貨物が搬入確認された場合は、到着確認の旨及び削除表示を設定する。

（Ｃ）コンテナ情報ＤＢ処理

①処理対象貨物を搬入確認した旨を登録する。

②すべての貨物が搬入確認されたコンテナは、デバンニング済の旨及び削除表示を設定する。

ただし、当該コンテナに差止め情報が登録されている場合は、削除表示は設定しない。

（Ｄ）輸入申告等起動処理

詳細はＩＤＣ業務またはＳＤＣ業務を参照。

（Ｅ）保税運送申告起動処理

詳細はＯＬＣ業務を参照。

（Ｆ）包括保税運送承認に係る個別運送情報登録起動処理

詳細はＯＬＣ業務を参照。

（Ｇ）輸入畜産物検査申請自動起動処理

当該貨物に輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合、Ｂ／Ｌ（ＣＴ－Ｂ／Ｌ）番号単位に輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

（４）コンテナ検査に係る転送された貨物の搬入確認登録の場合

（Ａ）貨物情報ＤＢ処理

①搬入確認した旨を登録する。

②コンテナのデバンニングの旨を登録し、必要なコンテナ情報を貨物情報ＤＢへ引き継ぐ。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（６）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①内部処理を実施している場合。

②本業務の実施日と搬入年月日の差が７日以上の場合。

③以下のすべての条件に合致する場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

・本業務の実施日が所要時間調査期間中である旨がシステムに登録されている。

・搬入時刻が入力されていない。

・処理対象に輸入貨物が含まれている。

６．出力情報

（１）搬入確認登録の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知  （入力単位分） | なし | 入力者 |
| 処理結果通知  （処理単位分） | なし | 入力者 |
| 危険貨物等通知情報 | 危険貨物等コード（税関要通知）の登録されている貨物が搬入確認された場合 | 税関  （保税担当部門） |
| 事故貨物通知情報 | 以下の条件のいずれかに該当するとき、出力する  （１）事故税関通知識別コードに「Ｚ」が入力された  （２）保税運送承認期間を経過している  （３）個数と到着個数に差異がある | 到着地税関  （保税担当部門） |
| 保税運送申告を行った利用者または個別運送情報登録者 |
| 他所蔵置搬入通知情報 | 他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合 | 他所蔵置場所を管轄する税関  （保税担当部門） |
| 搬入時自動起動取消通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）事故税関通知識別コードに「Ｚ」が入力されているか、個数と到着個数に差異がある  （２）以下のいずれかの旨が登録されている  ・搬入時申告（輸入申告等＊２、保税運送申告または特定保税運送）  ・包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の搬入時自動起動 | 搬入時申告登録者 |
| 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録者 |
| 搬入通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が通関業、海貨業の場合  （２）入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域＊３である | 搬入先の保税地域 |

（２）船卸場所からのボートノート運送及び揚地せん議有の保税運送による搬入確認登録の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知  （入力単位分） | なし | 入力者 |
| 処理結果通知  （処理単位分） | なし | 入力者 |
| 危険貨物等通知情報 | 危険貨物等コード（税関要通知）の登録されている貨物が搬入確認された場合 | 税関  （保税担当部門） |
| 事故貨物通知情報 | 事故税関通知識別に「Ｚ」が入力された貨物の場合 | 税関  （保税担当部門） |
| 保税運送申告を行った利用者 |
| 他所蔵置搬入通知情報 | 他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合 | 他所蔵置場所を管轄する税関  （保税担当部門） |
| 搬入時自動起動取消通知情報 | 以下のいずれかのとき、出力する  （１）搬入時申告（輸入申告等、保税運送申告）する旨を取り消した  （２）包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の搬入時自動起動する旨を取り消した | 搬入時申告登録者 |
| 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録者 |
| 搬入通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が通関業、海貨業の場合  （２）入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域である | 搬入先の保税地域 |

（３）コンテナ検査に係る転送された貨物の搬入確認登録の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知  （入力単位分） | なし | 入力者 |
| 処理結果通知  （処理単位分） | なし | 入力者 |
| 他所蔵置搬入通知情報 | 他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合 | 他所蔵置場所を管轄する税関  （保税担当部門） |
| 搬入通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が通関業、海貨業の場合  （２）入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域である | 搬入先の保税地域 |

（＊２）輸入申告等とは輸入申告、海上簡易輸入申告、輸入（引取）申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請及び展示等申告のことをいう。

（＊３）システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域とＴＹＣ業務またはＰＳＨ業務で登録された他所蔵置場所をいう。なお、システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

７．特記事項

（１）本業務は多量の貨物管理番号を処理する可能性があるため、下述の処理の流れとなる。

①入力受付条件のチェックをした後、処理結果通知（入力単位分）の出力処理を行う。

②入力された処理単位からＢ／Ｌ番号単位に処理を分割して貨物情報ＤＢチェック、ＤＢ処理等の内部処理を行う。

③内部処理が完了した後、処理結果通知（処理単位分）の出力処理を行う。

④混載親Ｂ／Ｌによる一括搬入確認の場合には、③の後に混載子Ｂ／Ｌ番号単位に処理を分割して、貨物情報ＤＢチェック、ＤＢ処理等の内部処理を行う。

⑤内部処理が完了した後、混載子Ｂ／Ｌに対する処理結果通知（処理単位分）の出力処理を行う。

（２）保税運送承認期間が経過した条件のみで事故貨物通知情報が出力された場合は、事故扱いとはせず、税関による「事故貨物確認登録（ＤＭＣ）」業務を不要とする。